

「緑の募金助成事業」実施要領

第1条 事業の目的

この事業は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づき、県民の自発的協力により寄贈・提供された「緑の募金」を、身近な緑化の推進や森林の整備、さらには緑の募金運動に対する県民のより一層の理解と協力を得るためなどに活用し、もって県土の緑化の推進に資することを目的とする。

第2条 事業の内容及び実施基準

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という。）は、前条の目的を達成するため、次の助成事業を行うものとする。

その内容及び実施基準等については、別記「緑の募金助成事業実施基準」（以下「実施基準」という。）によるものとする。

- 1 とちぎ緑づくり推進事業
 - (1) 市町村緑づくり推進事業
 - (2) 学校緑化推進事業
- 2 緑のネットワーク事業
 - (1) 記念植樹奨励事業
 - (2) 社会公共施設緑化事業
- 3 緑の公募事業
- 4 緑の少年団育成事業

第3条 事業主体

事業の実施主体は、前条の各事業ごとの実施基準のとおりとする。

第4条 事業の周知

機構理事長（以下「理事長」という。）は、事業の実施に当たり、機構HPで事業内容等を公表するとともに、必要に応じて県内の市町村、県の関係機関、学校、森林ボランティア団体等に電子メール等により通知を行う。

第5条 事業の実施

理事長は、事業の計画を緑の募金運営協議会に諮り、その意見等を勘案し、事業の実施に当たるものとする。

第6条 事業の実施手続等

事業の実施に必要な事務手続等については、理事長が別に定める。

第7条 事業実施者への条件

- 1 事業の実施主体は、募金の趣旨を十分に尊重し、事業の適正な執行及び管理に努めるものとする。
- 2 事業の実施主体は、当該事業が「緑の募金」に基づく緑化事業であることを常に明示し、周知を図るものとする。

第8条 実施箇所の公表

理事長は、事業完了後速やかに実施箇所を機構HPにより公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成27年9月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成28年3月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 6 この要領は、平成31（2019）年4月1日から適用する。
- 7 この要領は、令和2年4月1日から適用する。